

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議（第1回） 次第

日 時 令和2年3月16日

9時00分～9時15分

場 所 第二分庁舎6階

災害対策本部室

議題

- 1 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部の体制について

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症の流行を早期に終息させるために、徹底した対策を講じていく必要がある。
- 国民生活や経済、社会に重大な影響を与えるリスクに対し総合的な対策を講じられるよう、新型コロナウイルス感染症も新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)の対象となるよう、改正を行う。

改正の概要

1. 法の対象となる「新型インフルエンザ等」の定義の改正(第2条関係)

- 法の対象に新型コロナウイルス感染症を追加する(暫定措置)。

2. その他所要の改正を行う。

施行
期日

公布の日の翌日

資料 1 (参考資料)

一部抜粋

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

出典：内閣官房新型インフルエンザ等対策室
「新型インフルエンザ対策に関する制度と都道府県等に求められる役割」
(令和元年6月25日新型インフルエンザ等対策訓練説明会)

有事における都道府県の役割

厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表

※ WHO等との連携

政府対策本部の設置

- 基本的対処方針の作成
- 特定接種(登録事業者(医療関係者、社会機能維持事業者)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
- 海外発生時の水際対策の的確な実施
- 現地対策本部の設置(必要に応じて)

都道府県対策本部の設置

- 特定接種の実施への協力
- 医師等への医療従事者の要請・指示等

<市町村>

- 【任意に対策本部設置可】
- ※ 法律に基づく対策本部ではない
- 特定接種の実施への協力

新型インフルエンザ等緊急事態宣言(国)

<国>

- まん延の防止に関する措置
 - ・ 住民に対する予防接種の実施指示
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・ 特定物資の売渡しの要請・収用

<都道府県>

- まん延の防止に関する措置
 - ・ 学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示
- 予防接種の実施への協力
- 医療等の提供体制の確保に関する措置
 - ・ 病院や、医薬品販売業者等である指定(地方)公共機関における診療、薬品等の販売
 - ・ 臨時の医療施設の開設、土地等の使用
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・ 特定物資の売渡しの要請・収用
- 緊急時の埋葬・火葬

市町村対策本部の設置

- 予防接種の実施
 - ・ 住民に対する予防接種

新型インフルエンザ等緊急事態措置

国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により当該疾病が新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨が公表された場合、本部廃止

緊急事態宣言が解除された場合、本部廃止

緊急事態宣言の内容

新型インフルエンザ等緊急事態の概要

- ・新型インフルエンザ等の発生状況(患者が確認された地域、患者数等)、ウイルスの病原性、症状、感染・まん延防止に必要な情報などを公示することを想定。

新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間

- ・2年を超えない期間。ただし、1年延長可能
- ・実際に設定する期間については、発生時に、新型インフルエンザ等の病原性の程度や流行状況等を総合的に勘案し、専門家の意見を聴いて決定。

新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域

- ・実際に設定する区域については、発生時に、新型インフルエンザ等の流行状況や社会的混乱状況の広がり等を総合的に勘案し、専門家の意見を聴いて決定。
- ・区域の最小単位は原則として都道府県の区域を想定。2～3回に分けて日本全国を指定する場合や離島など都道府県内の一部を指定することも考えられる。



- 緊急事態宣言の対象区域にされた都道府県(特定都道府県)や市長村(特定市町村)は、各種措置(「緊急事態措置」)を講ずることが可能になる。
- 法令上、緊急事態措置を実施する主体は都道府県知事や市町村長。
- 緊急事態宣言が出たときは、全ての市町村長は、直ちに市町村対策本部を設置しなければならない。(特措法第34条)

感染を防止するための協力要請【法第45条】

新型インフルエンザ等緊急事態において、感染拡大をできるだけ抑制し、社会混乱を回避するため、以下のような措置を講じる。

1 不要不急の外出の自粛等の要請

- **特定都道府県知事**は、緊急事態において、住民に対し、期間と区域を定めて(※)、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことを含め、感染防止に必要な協力を要請することができる。

(※)潜伏期間、治癒までの期間及び発生状況を考慮して定めることとなるが、具体的な運用については、政府対策本部の基本的対処方針で統一の方針を示す予定。期間については、発生初期などに1～2週間程度を目安に実施することを想定。区域については、患者の発生状況や地域の社会経済的なつながり等を勘案して都道府県知事が判断(都道府県内のブロック単位等)。

2 学校、興行場等の使用等制限等の要請等

- **特定都道府県知事**は、緊急事態において、期間を定めて、学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設(注1)の管理者又はそれらの施設を使用して催物を開催する者に対し、施設の使用の制限等の措置(注2)を講ずるよう要請することができる。

(※)具体的な運用については、政府対策本部の基本的対処方針で統一の方針を示す予定。

注1 「施設」の具体的内容は、政令で規定。

注2 「措置」の具体的内容は、政令で規定。施設の使用制限・停止のみならず、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策の実施の協力を含む。

- 上記の場合において、正当な理由がないのに要請に応じないときは、要請を行った特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延防止等のために特に必要があると認める場合に限り、施設の使用の制限等を指示することができる。(罰則なし)
- 要請・指示を行ったときは、その旨を公表する。

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 組織図

